様式第３号（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受領委任払事業者登録申請書兼誓約書年　　月　　日　　朝来市長　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　所　在　地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　(署名されないときは記名押印してください。)　介護保険給付における受領委任払事業者の登録を受けたいので、朝来市介護保険給付における受領委任払事務取扱要綱第５条第１項の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請及び誓約をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所所在地 | 〒 |
| 事業所名称 | フリガナ |
|  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  | E-mail |  |

指定振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 金融機関コード |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　銀　　行　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　信用金庫　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組　　合 |  |  |  |  |
| 支店名 | 支店コード |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本　店　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支　店　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出張所 |  |  |  |
| 口座種目 | 普通・当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 | フリガナ |
|  |

［　誓　　　　約　］

|  |
| --- |
| 　裏面に記載の内容について誓約します。　なお、この誓約に違反したときは、登録を取り消されても異議はありません。　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　 |

 |

（裏面）

|  |
| --- |
| 介護保険　住宅改修・福祉用具購入サービス受領委任払に係る誓約書　朝来市介護保険給付における受領委任払事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定められた事業者として登録を受けるに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。記１　介護給付費の対象となる住宅改修又は福祉用具販売に関しては、関係法令、通達、要綱等を遵守すること。２　住宅改修又は福祉用具販売に当たっては、朝来市、居宅介護支援事業者との連携に努めること。３　サービス利用者から受領委任払の利用を求められたときは、当該サービス利用者が提示する介護保険被保険者証によって市の被保険者であること、要介護認定又は要支援認定を受けていること及び「給付制限」の欄に支払方法変更等の措置の記載がないことを確認するとともに、受領委任の制度について十分説明し、当該サービス利用者の承諾を受けること。４　住宅改修又は福祉用具販売を受領委任払にて取り扱う場合において、その施工費用又は販売費用の見積書を利用者に発行するときは、見積りに係る一切の費用を無料とすること。５　住宅改修においては、サービス利用者等から住宅改修事前申請の承認を受けた旨の連絡があった場合は、速やかに当該通知に係る住宅改修を行うこと。６　サービス利用者に提供したサービスの費用総額を明示した明細書を発行するとともに、保険給付の対象となる費用の自己負担分の徴収を行い、受領委任払分として当該自己負担分を除く保険給付対象費用の請求書を市に発行すること。７　市長が必要と認めて住宅改修又は福祉用具販売に関する指導若しくは調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行ったときは、これに応じること。８　関係法令、要綱又は本誓約書の遵守事項等に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときには、直ちにこれに従うこと。９　住宅改修又は福祉用具販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、サービス利用者及びその家族その他の者（以下「サービス利用者等」という。）の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、その責任の範囲において、当該サービス利用者等に対してその損害を賠償すること。10　登録事業者の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者等の情報を漏らさないこと。 |